

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する規則

令和2年3月30日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県広域高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 条例第11条に規定する規則で定める日は、翌月の15日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 条例第12条に規定する規則で定める日は、別表第1の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

(報酬等基準額表)

第3条 会計年度任用職員には、条例別表第1に掲げる職種の区分に応じ、別表第2に定める報酬等基準額表（以下「報酬等基準額表」という。）を適用する。

(新たに会計年度任用職員となった者の号給)

第4条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、その者に適用される報酬等基準額表に定めるその者の属する職種の区分の最低号給とする。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員として同種の職務に在職した経験年数を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、報酬等基準額表に定められている最高号給を超えるこ

とはできない。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第5条 会計年度任用職員となった者(条例別表第1保健師の職種として任用された者を除く。)のうち、別表第3の学歴免許等の区分に定められている学歴免許等の資格を有する者の号給は、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められる場合に限り、第4条第1項の規定による号給の号数に、別表第4の学歴区分欄の学歴区分の別に応じて、それぞれ基準学歴区分欄に定める年数の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とすることができる。

(経験年数を有する者の号給の調整)

第6条 会計年度任用職員となった者のうち、会計年度任用職員として同種の職務に在籍した経験年数を有する者の号給は、第4条第1項の規定による号給の号数(前条の規定による号給を含む。)に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(報酬の基本額)

第7条 条例第2条第3項の月額報酬を受ける会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、その者に適用される報酬等基準額表の月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

2 条例第2条第4項の日額報酬を受ける会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、その者に適用される報酬等基準額表の月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

(時間外勤務に係る報酬)

第8条 条例第3条第2項に規定する規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第3条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第3条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第3条第3項に規定する規則で定める割合は、100分の25とする。

(休日勤務に係る報酬)

第9条 条例第4条第2項に規定する規則で定める割合は、100分の135とする。

(その他)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

基準日	支給日
6月1日	6月20日
12月1日	12月10日

別表第2 (第3条関係)

職 種	報酬等基準額表
保健師	会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成31年埼玉県規則32号）別表第3医療職報酬等基準額表（3）保健師
保健師以外	会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成31年埼玉県規則32号）別表第4行政事務報酬等基準額表 標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの

別表第3 (第5条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
大学卒	博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了

		(2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
短大卒	短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

高校卒	高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

別表第4（第5条関係）

学歴区分	基準学歴区分
博士課程修了	(+) 9年
修士課程修了	(+) 6年
専門職学位課程修了	(+) 6年
大学6卒	(+) 6年
大学専攻科卒	(+) 5年
大学4卒	(+) 4年
短大3卒	(+) 3年
短大2卒	(+) 2年
短大1卒	(+) 1年
高校専攻科卒	(+) 1年
高校3卒・高校2卒・ 中学3卒	(±) 0年